

「再審法」改正に向けた 議論の現状と課題

日時：2026年1月19日(月) 18:00～19:30

場所：猪名川町役場 第2庁舎2階 委員会室

講師： 笹倉 香奈さん (甲南大学 法学部 教授)

無実の人が犯罪者と疑われたり、有罪判決を受けたりしてしまう冤罪は、国家が行い得る最大の人権侵害の一つです。

いったん有罪判決が確定してしまった無実の人は、再審(やり直しの裁判)を裁判所に訴えることができます。

しかし、日本では再審が認められることが極めて難しく、より迅速に実効的に冤罪被害者を救済するために、訴訟法の再審に関する部分(再審法)の改正が喫緊の課題になっています。

講演では、再審法改正がなぜ必要なのか、再審法改正をめぐる議論の現状と課題はどのようなものかについて確認します。



※ お申込みは不要です。当日、会場までお越しください。

◇主催

猪名川町人権・同和教育研究協議会（社会教育部会）

◇お問合せ

猪名同教事務局【六瀬総合センター（ふらっと六瀬）】

TEL 072-768-0217 FAX 072-768-0468